

『奈良県テレワーク導入支援補助金』の公募開始

県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止及びテレワークの普及促進を図るため、テレワークを導入仕様とする県内中小・小規模事業者当に対して、テレワーク導入に要する経費の一部について、奈良県テレワーク支援補助金を交付します。

■対象者 (ア) 中小企業法第2条に掲げる中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業主

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その 他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円 以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円 以下	50人以下	5人以下

※その他一般社団法人や各種法人、特定非営利活動法人等が対象ですが、必要な要件もありますのでご確認ください

■補助対象事業 テレワーク実施に必要な機器購入費やソフトウェア導入が対象となります。テレワーク実施目的以外に利用する者については対象外です。

■留意事項 令和3年4月1日から令和4年2月18日までに実施する事業が対象となります。
※令和3年4月1日以降であれば、交付申請段階で既に実施した事業も対象となります。

■補助対象経費

※期間の制限や補助対象として除外されるものがありますので、ご注意ください。

● 機器等について
パソコン、タブレット、プリンター、スキャナー、マウス、無線LAN機器、各種Hub、外付BD/DVD、WEB会議用機器(ディスプレイ、モニター、WEBカメラ、スピーカー、ヘッドセット)など
● ソフトウェア等について
リモートアクセスツール(データやソフトウェアに外部からアクセスするツール) コミュニケーションツール(WEB会議システム、チャット、データ共有) 管理ツール(勤務管理、在席管理、業務管理) ペーパーレス化ツール、電子決裁システム、セキュリティソフト

■補助率

補助率並びに1補助対象者当たりの上限額は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付します。

補助率	1補助対象者当たりの上限額
2/3以内	60万円

※他の公的補助を受けている場合は、補助対象経費から他の公的補助金額を除いた額に3分の2を乗じた額(千円未満の端数は切り捨て)が補助金額となります。

■その他 詳しくは奈良県のHPよりご確認ください。申請用紙等もダウンロード可能です。
奈良県雇用政策課 <http://www.pref.nara.jp/item/253414.htm#itemid253414>